摂津市議会

総務常任委員会記録

平成23年6月17日

摂 津 市 議 会

目 次

総務常任委員会 6月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第30号所管分の審査	2
質疑(野口博委員、三宅秀明委員、川端福江委員、上村高義委員)	
議案第36号の審査	·····14
質疑(野口博委員、三宅秀明委員、川端福江委員)	
閉会の宣告	18
	職員、審査案件 開会の宣告 市長あいさつ 委員会記録署名委員の指名 議案第30号所管分の審査 質疑(野口博委員、三宅秀明委員、川端福江委員、上村高義委員) 議案第36号の審査

総務常任委員会記録

1. 会議目時

平成23年6月17日(金)午前 9時59分 開会 午前11時26分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

 委員長
 三好義治
 副委員長
 村上英明
 委員川端福江

 委員
 三宅秀明
 委員上村高義
 委員野口博

1. 欠席委員 なし

1. 説明のため出席した者

市長森山一正副市長小野吉孝 市長公室長兼会計管理者 乾 富治 同室次長 山本和憲 秘書課長 池上 彰 政策推進課長 山口 猛 総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野 人士 同部参事 山口 繁 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 日垣 智之 防災管財課長 西川 聡 市民税課長 川崎 敏康 総務課長代理兼選挙管理委員会事務局長代理 松方 和彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杁雄三

1. 審查案件(審查順)

議案第30号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分 議案第36号 摂津市暴力団排除条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。 ただいまから総務常任委員会を開会しま す。

理事者からあいさつを受けます。 森山市長。

○森山市長 おはようございます。本日は何かとお忙しいところ、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。またご苦労さまでございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくことになりますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○三好義治委員長 あいさつが終わりま した。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、さきに議 案第30号所管分の審査を行い、次に議 案第36号の審査を行うことに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そ のように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩) (午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。 議案第30号所管分の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質 疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 幾つかお尋ねをします。 まず1つは、たばこ税の問題です。今 回、大阪府に9億6,690万5,00 0円を返還をするという数字が出てるわ けでありますけども、平成18年度からたばこ税の、いわゆる企業誘致ということで、約10億円を超える金額が摂津市の歳入ということで対応されてきました。1つは今回のこの返還する金額の積算根拠を改めてきちっとお答えいただきたいのが1つ。

2つ目は、摂津市も含めてこの間、田 尻町だとか滋賀県の幾つかの自治体も、 該当する企業が進出をするという形で、 たばこ税が歳入としてされてましたけれ ども、国の動きの中で、そうした自治体 がどういう絡みになっているのか動きに ついて。

3つ目は、5年間続いたわけでありま すけども、数字的には50億円を超える 金額が一般財源として入ったわけで、財 政的効果はわかるんですけども、平成1 7年度の財政困難な年度を乗り越えて今 日に至り、そして国の地方財政計画のさ まざまな動きの中で、今後、財政面は厳 しくなろうという中で、そういうことも 想定しながら、その活用についても一定 考慮もされてきたと思いますけども、そ んな中で第4次行革ということで、さま ざまな市民生活関連施策の切り捨て方向 も出ておりますけども。そうした問題を 絡めて、この5年間の評価についてどう いうふうに見ているのかと、以上3点で す、たばこ税問題ではお願いしたいと思 います。

2つ目には、予算の使い方と予算編成 の方針と、今回の補正との関係でありま す。

自然に考えて、当初いろいろ予想されて公にされた分、たばこ税の返還金だとか、災害対策だとか、市交際費などは、年度初めになかったとしても、あったとしても一定理解する範疇に入りますけれども、これは本会議で問題にされた文化

ホールの問題だとか、土地購入の問題とか、公有地関係の予算も今回出ておりますけども、こうした年度途中の予算の増額補正の考え方について、どういう財政的な規律があるのかという視点でお答えをいただければと思います。

3つ目は、公有地有効活用検討業務委託料330万円、境界確定業務委託料250万円が計上されています。直接的に今回、公有地4か所分の売却を行うということも、当初で歳入として組まれており、1年間出発してますけども。この公有地全体の状況、取り組みについても、一度明らかにしていただきたいというふうに思います。この予算の補足説明といいますか、どういうことをやろうとしているのかと。

4つ目は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成委託料が460万円計上されて作業を進めていくことになるんですけども。まず前段として、このさまざまな災害が発生した場合に対応するために、いろんな場面、場面でのマニュアルが当然作成されて、実際起こった場合にそのことを基本にして、避難だとかを含めて動きが始まっていきますけども、3月11日の大震災を受けて、今回の一般質問は多分たくさんあろうかと思いますけども、摂津市の災害対策全体の課題と、その中でのマニュアルということの位置がけについて、最初お尋ねをしておきたいと思います。

もう一つは、この間、地域を回ってまして、自治会の会議では震災を受けて、もしああいう震災が自分たちのこの場所に起きた場合に、どういうふうに避難するのかと、どういう指揮命令系統で動いていくのかと。弱者難民、おじいちゃん、おばあちゃんを含めてどういうふうにするのか。近くに例えば千里丘地域であれ

ば摂津高校だとか身近にある私の建物を含めて、どういうふうに避難するのかということが、具体的に話題になっているということであります。そういう部分と今回の避難マニュアル、いろんなマニュアルがあると思いますけども、そういう話題になっている分と今回の関連性は、どういうふうに接近していくのかということ。以上2点ですが、お願いしたいと思います。

最後に、水道事業会計の繰出金500 万円が計上されています、この内訳についてあわせてお尋ねします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。 川崎課長。

○川崎市民税課長 それでは、市たばこ 税の今回の大阪府への交付金の件につい て、ご答弁させていただきます。

たばこ税に関する件のまず第1点目、 今回の交付金の積算方法ということでご ざいますけれども、今回上げさせていた だきましたのは平成22年度の市たばこ 税として25億2,271万5,305 円を決算額ということで確定いたしまし たので、地方税法第485条の13第1 項で、課税定額を超える額を当該市町村 を包括する都道府県に対して、当該年度 の翌年度に交付するものとするとの規定 に基づき、今年度、今回の補正で大阪府 に交付するものでございます。この課税 定額の金額につきましては、15億5, 581万円で、前々年度の全国のたばこ 税額の合計額に、当該市町村のたばこ消 費基礎人口、それから課税定額の定数2、 それから税率改正に伴う調整率をそれぞ れ乗じ、全国のたばこ消費基礎人口で除 して算出したものでございます。

それから、たばこ税に関する2点目で ございますけれども、国の動き等という ことでございますけれども、これも平成

16年度の税制改正におきまして、地方 たばこ税は、本来は小売店所在市町村で 売り渡し本数に応じて課税するものです が、20歳以上の成人人口一人当たりの 市町村たばこ税収が、全国平均の3倍を 超えた市町村は、その超えた部分を翌年 度都道府県に交付するという、市町村た ばこ税都道府県交付金制度が平成16年 度の税制改正によって創設されました。 その後、平成22年の税制改正におきま して、従来のこの課税定額のもとになり ます3倍という数字が、これが2倍に変 更になりました。それからまたこういっ た納付に対する一種の見返りと申します か、そういった形での補助等についても、 地方税法の中で禁止ということになりま した。そういった国の動きがあったとい うことで承知はしております。

- ○三好義治委員長 北野次長。
- ○北野総務部次長 それでは、私のほう から2点お答えしたいと思います。

まず第1点目は、たばこ税の増収分、 5年間の評価ということでございますが、 現在決算、平成22年度調整中でござい ますが、平成21年度、主要基金の残高 が50億6,000万円ございました。 平成22年度は現在調整をいたしており ますが、大体見込みで60億8,000 万円程度になろうかと。もちろんたばこ 税の返還分9億7.000万円がござい ますので、約51億円程度と。50億円 を温存できたのかなと。今ご質問でもご ざいましたが、平成17年度から5年で、 一般財源ベースで10億円、この50億 円が基金の残高の温存という形で、市財 政に貢献できておるのではないかという ふうに評価いたしております。

続きまして予算編成の関係で、補正予 算の考え方ということでございますが、 私ども、当初予算編成方針では、見込み 得る歳入歳出、これを全部当初予算にも ちろん盛り込むという方針で予算編成い たしております。しかしながら、年度途 中の緊急性のある事案、あるいは震災関 連ですね、こういうことでございますと か、先ほどご指摘がありました土地の購 入の話、これも契約の相手方がございま すので、緊急性の度合いというのが高い というふうに考えられます。それととも に我々が考えますのは、いかに補正の財 源を手当てしていくか。土地の件につき ましては市債を充てておりますので、市 債の同意のめどがつくであろうというこ とで、今回補正に計上させていただいた ものでございます。以上、そういうよう な考え方でもって補正予算を編成したと ころでございます。

○三好義治委員長 山口参事。

〇山口総務部参事 まず公有地有効活用 検討業務委託料330万円を、今回補正 で計上させていただいております。これ は平成24年度3月末日をもちまして、 市営鳥飼野々団地及び市営鯵生野第1、 第2団地が、仮称でございますが市営三 島住宅団地へ移転します。それに伴いま して平成24年度に団地跡地の公売を考 えております。それに向けまして、今回 公有地有効活用検討業務委託を計上させ ていただいた次第でございます。

委託の内容でございますが、前提条件とか基礎情報の整理とか、あと検討対象用地の立地条件の整理とか、住民ニーズの把握とか有効活用方針の検討、それに施設計画及び事業計画等の検討。それと総合的な評価と今後の課題、整理についてもまとめていきたいと思っております。

続きまして、境界確定業務委託料25 0万円計上させていただいておりますが、 これも先ほど話させてもらいました住宅 の部分ですね、まだいまだに境界確定が できておりませんので、公売に向けて境界確定をしていたいなと思って計上させていただきました。それと、今年度平成23年度に4か所の土地を売却予定しております。これは前回の議会等、委員会等でも、さらに了解をいただいたと思っておりますけれども、今の進捗状況でございますが、今それの仕様書等も作成しておりまして、今後、鑑定等もいただいて、早急に4か所公売したいと思っております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 野口委員ご質問の 避難勧告マニュアル作成委託料460万 円について、ご説明させていただきます。

ご質問の内容の中で、3月11日に発 生しました東日本大震災についての行政 の今の全体の課題と位置づけ、それから 弱者救済のためのそのような活用方法に ついてご質問がございましたので、まず 東日本大震災についてのお話をさせてい ただきますと、今回の東日本大震災にお きましては大規模な津波が発生いたしま して、多数の被害が出ております。現在、 摂津市で作成しております摂津市の地域 防災計画の中には、これは上位には大阪 府の防災計画がございますが、そちらの ほうには津波被害について摂津市には及 ばないという想定になっております。こ の被害についてですが、今、現地のほう で学識経験者等で調査されている調査を もとに、この上位計画であります大阪府 のほうが、防災計画の見直しも現在検討 されておりますので、その計画を受けて、 津波被害については摂津市の防災計画の 見直しもしていかなければならないと思っ ています。

それから、要援護者の問題につきまして、防災計画の中では保健福祉部を中心に要援護者の対策をするというふうになっ

ておりますが、実際にはいろいろな課が それぞれの情報を持っているという状況 でございまして、今後、検討を進めてい きたいと思っております。

現在、この補正の中で計上させていた だいております避難勧告マニュアル、判 断マニュアルなどの伝達マニュアルの作 成委託につきまして、内容としましては、 大阪府版避難勧告判断マニュアルや伝達 マニュアル作成のガイドラインに基づき まして、水害の際、安全で迅速かつ適切 なタイミングで避難できるよう、避難勧 告等の判断基準や避難対象区域、避難所、 避難経路、情報伝達手段の検討をマニュ アル化し作成することが、今回の委託の 内容となっております。避難経路や避難 対象区域、それから情報伝達の手段につ いて、今回の委託の中で詳細に検討して いきますので、これにつきましては地震 の対策にも実際に使っていくマニュアル になると思います。そういう形で今回計 上させていただいております。

それから、次に水道への繰出金の内訳についてでございますが、水道事業会計の繰出金としましては、水道職員の被災地の派遣に係る費用、旅費、時間外手当、それから消耗品費を計上していますのとともに、被災地から摂津市へ避難されている世帯への支援としまして、水道使用料を減免するものでございます。それが内訳になっています。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初に予算の使い方問題を若干議論したいと思うんですが。少し当初予算の該当するところをちょっと見て、それも参考に今おっしゃったそういう考え方がどうなのかということについて、議論したいと思います。

平成17年度の大変しんどい財政状況 を乗り切って今日に至っておりますけれ

ども、私どもがいろんな形で財政を使う 場合に、市民の暮らしを第一に予算を活 用すべきだと。それプラス財政の健全化、 財政規律を含めて努力すべきだという立 場で、この間、申し上げてきましたけれ ども。各部課で言いますと、例えば食糧 費だとか、いろんな苦労されて経費の削 減に努力をしていただいている状況もお 聞きしてますけども、毎年10月か11 月に来年度の予算編成について説明会か ら動いていくだろうと思いますけれども、 毎年、年度途中の補正予算についてはと いうことで、いろいろ論議もし精査もし、 毎年取り組んできてますけども。当初予 算に説明がなかった分について数千万円 単位で補正が組まれるということについ て、余りにも財政的な規律ということか ら照らした場合、どうなのかなと思って まして、今回もお尋ねしているわけです。

先般、本会議場で文化ホール問題が論 議されました。あれも必要であるならば、 それで今、国の10分の10がつく努力 もしているということがあるならば、必 要度からすれば、そういう前提として予 算を計上しておいて、結果、補助がつか なかったから一般財源にしますよという、 これは自然に考えた予算の計上の仕方だ と思いますけども。そうじゃなくてぽっ と、内部では検討しとったかもわからな いけども、予算上はそういう論理じゃな くて、計上してなかったという。こうい うやり方で今回補正で上がっております し、土地の購入問題でも、経過上は地主 さん、土地の絡む話があって仕方がない にしても、約束をとれば来年度で予算組 みはできるわけで、その緊急度という判 断の仕方が、毎年予算編成方針をつくっ てやっている、そういう厳密さと比べて どうなのかというふうに思いますので、 再度財政規律の問題について、お答えを

いただければと思います。

それと、たばこ税の5年間いただいた 分の評価の中で、基金と比較して答弁さ れたわけでありますけども、確かにそう いう面はあるでしょう。直接的にたばこ 税が五十何億円入ったことで、基金の温 存は一応できたけれども、例えば意思的 にその中に1億円、財調に積み増しして おりますけども、市民の暮らしに回すた めに云々するとか、必要な長期修繕計画 に回すとか、いろんな項目を設定して、 意思的に一部を後年度の予算に使うとい う、そういう考えがあろうかと思います けども。そういうものが5年間の経過を 見ますと、意思的な取り組みというのが なかなか見れないという感じがしまして、 ただ単に基金がこうなりましたというこ とでの評価でいいのかなという気はして ます。

今回、奨学金の廃止条例が出てます、 別の委員会の所管でありますけれども。 この前の説明では府立高校の授業料が廃 止されたあとの実績として、昨年度10 4人が利用されて、予算額が1,497 万円計上されましたという説明がありま した。廃止されても利用する側は必要だ ということで申請をされているわけであ ります。そういう必要度からすれば、当 然単純に廃止ということでなくて、いろ んな判断の仕方があろうかと思いますけ ども、そういう市民の暮らしの関係で、 行革で決めたからどんどん予算を少なく するために削っていくんだという、こう いう動きも一方であるわけですわな。一 方では、先ほど申し上げた財政の補正の 組み方もあるわけで。そのもろもろを考 えますと、やっぱりそういう意味では、 財政の一番の課題である市民の暮らし、 生活をどう守っていくかということを第 一に考えた財政運営の上で、たばこ税問

題がどうだったのかという総括も、ぜひやっていただきたいと思いますけども、なかなか答弁はしんどいかもわかりませんけど、お答えを求めておきます。

たばこ税問題は根拠はわかりますけども、国の動きだけでなくて、平成22年度の税制改正後、これまで受けていた自治体の動きをつかんでおられれば、ちょっと教えていただきたいという主旨の質問であります。

マニュアルの問題です。一応ご答弁は いただいたわけでありますけれども、洪 水を焦点にした避難勧告の判断と伝達し ていくためのマニュアル作成ということ でありました。近辺で茨木のほうでつくっ ておられて、ちょっといただいて、ぱらっ と見てましたけども。例えば洪水の状態 になったと。ある地域はこういう状況で、 今避難するんだという判断も前提にあり ますけども。そうした場合に、避難する 場合のグループの規模があると思います。 大きな規模である場合もあれば、小さい 規模もあると思いますけども。規模を設 定して、規模に応じて、そのグループの 中の長に、こういう状態で避難勧告をし ますと伝達する場合は、その責任者を指 定することも入ってきますし。責任者は 避難の連絡を受けた場合に、どこにその 方は、どういう伝達をしていくのかと、 行政も含めて、どこに避難していくのか というのがありますけども、わかりやす く言った場合に、そういうものをつくろ うとしているのかと。茨木市の例では、 市全体で区域をグループ分けをまずして、 1つは1ページ目に沢良官西だとか摂津 市の境目です、天王、蔵垣内でA1街区 というのをつくっています。そこで現在 の避難場所はここですよと。留意点とし て大正川とか、そういうところで浸水し た場合に、そこで避難勧告等々動いてい

くという、そういう設定をされて。同時 に先ほど申し上げた雨の雨量情報等の伝 達先一覧とありますけども、先ほど申し 上げた行政側のほうから伝達するところ も書いて流れていくわけでありますけど も、ちょっとイメージ的にわかりやすく 避難勧告の判断と伝達マニュアルが、実 際に住民側から見た場合にどうなるのか ご説明をいただければと思います。

それとマニュアルという性格で見ます と、今回の洪水の場合のマニュアルと、 茨木市は洪水と土砂災害両面でマニュア ルをまずつくっています。同時にマニュ アルという点では、職員防災マニュアル、 緊急初動チームマニュアル、安否確認実 施マニュアル、災害対策本部運営マニュ アル、避難所運営マニュアルなど幾つか のこういうのを持っておりますけども、 根本的な上位計画が見直しされて、それ に基づく地域防災計画の抜本見直しとい う問題もありますけども、実際に対応す るためのマニュアルという点では、茨木 市の例も含めそうですけども、どういう イメージを持っておられるんですか。今 回は洪水のときの避難勧告の判断であり、 伝達マニュアルですけども、いろんなマ ニュアルがありますけども、どういうも のをお考えなのかも、ちょっと聞かせて いただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 野口委員のご質問2 点ございます。まず、1点目の補正予算 の考え方でございます。具体的に本会議 で議論になった文化ホールについて言及 なされました。文化ホールの改修に当た りましては、我々予算査定をさせていた だく立場でございますが、原課のほうは 維持補修計画を作成し、優先順位を決め て予算を要求いたします。今回、補正に 上げさせていただいた外壁については、 我々の判断といたしましても優先順位の 一番高い形のものというふうに理解して おりまして、現場も調査し、雨水が内部 にしみ込むというところまで、我々は目 で確認いたしておるところでございます。

先ほども申し上げたんですが、財政と いたしまして、緊急度とともに財源を考 えるということを申し上げたと思うんで ございます。それで、今回、民主党政権 になりまして事業仕分け等、宝くじ財団 の広報のあり方について事業仕分けがあっ たところでございます。はでなテレビC M等が批判を浴びたというふうに理解し ておるんですが、そのお金を市町村のほ うに回して、一定その宝くじの広報をし ようやないかというような制度ができる ということを、我々耳にしておりまして、 その制度自体が整えば、文化ホールの改 修に対してその財源が何とか手当てでき ないだろうかということで、我々4月に なりまして大阪府宝くじ社会貢献広報市 町村補助金という部分に交付申請をいた しました。この補助金、一定1億円程度 の枠があるみたいなんですが、申請団体 が13団体あったみたいでございます。 このうち3団体が対象となったというこ とで、我々の文化ホール改修について、 外壁だけじゃなしに優先度の高い内装で ありますとか、そういうのも含めて申請 をいたしたところなんですが、残念なが らそういう形になったと。府には補助を つけていただければ補正対応をしてまい りますということで、我々も申し上げて いるところでございますので、先ほどの 観点から緊急度合いと財源手当てと、こ ういうことからこの補正に至ったという ことでご理解願いたいと思います。

続きまして、たばこ税、一般財源50 億円の評価で市民の暮らし云々の話でご ざいますが、経年で財政を簡単にざっと 見ますと、例えば人件費がピークであっ たときは平成9年度でございます。これ が約83億円程度人件費がございました。 このときの扶助費でございますが、28 億6,500万円。それで平成21年度 の決算を見てまいりますと、人件費が6 8億4,600万円。それに対しまして 扶助費が61億1,900万円。この社 会保障、いわゆる市民の暮らしや命を守 る経費が年々累増しておるという時代で ございます。我々第4次行革で、まずは 内部からということで職員の削減、こう いうことで人件費をずっと削減してまいっ たわけですが、このことが当然ながら扶 助費の増に対応してきておると。それと ともに新たな財源を求めて、市たばこ税 の増収策を打ってまいったわけでござい ます。そういう行政側の努力によって、 今まで市民の暮らし、命を守れてきたと いうことで、我々は評価としています。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 たばこ税の他市の動き ということで、現在、従前たばこ税が2 倍を超えている市の動きなんですが、大 阪府内においては泉佐野市がその対象で ございました。これの4月、5月のたば こ税の入金状況は、ほぼ昨年と同様とい うことなので、業者から報償金という制 度はなくなりましたけども、そういう形 での入金があるということでございます。

それから滋賀県のところでございます が、この部分につきましては私ども確認 をいたしましたところ、既に報償金の制 度等をなくしております。これはどこの 市もそうなんですが。したがいまして業 者については入金がないというふうに担 当者と連絡したところ、そういう話をし ておりますので、滋賀に数市、町もあり ますが、入っておりません。大阪におい ては泉佐野市で、業者からの入金という

か、たばこ税は市たばこ税として続けて、 引き続き入っているという状況でござい ます。

- ○三好義治委員長 山口参事。
- ○山口総務部参事 避難勧告等の判断、 伝達マニュアルの作成委託料の2回目の 質問にお答えさせていただきます。

私どもが今回考えておるのは、従来の 避難所の避難もあわせまして、今回は屋 内の避難や近隣の避難の導入も検討して いきたいなと考えております。それと、 委員は先ほど茨木市のことを例にとって 質問されましたけれども、私どものほうは 山がございませんので、土砂災害等い だきながら検討してまいりたいと思って おります。それと、本業務の作成に当た りましては、庁内組織にも設置して今後 考えてまいりたいなと思っております。

それと、避難勧告の種類としましては 4つございまして、避難準備情報、それ とその次に一時避難情報、次に避難勧告、 次に避難指示と、そういう4つ等がございまして、種類別で発生時の状況とか、 市民に求める行動等を考えてまいりたい なと思っております。市民に求める行動 が一番大事かなと思っております。それ と警戒すべき箇所を具体的に示したいと 思っております。この地域に関しては、 思っております。ですからこの地域に関しては、 具体的に最寄りの避難所とか、地域地域 で避難の図面等をつくりながら、その辺 も考えてまいりたいなと思っております。

それと避難勧告の発令の判断基準を決めてまいりたいと思っております。それと、避難を要する区域及び避難勧告等についても、総合的に大阪府が地域防災計画を平成25年度に完成する予定と聞いております。ですから、市のほうは総合的な地域防災計画は平成25年度、26

年度になろうかと思いますけれども、ただこの避難勧告は、やっぱり生命に伴うものでございますので、その辺もあわせて、今回見直す範囲は見直していきたいなと思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 予算の使い道の問題です。 なかなか了解ということにはならないと いう、気分的に。先ほどちょっと申し上 げたように、緊急度と財源問題をおっしゃっ たけども、逆に財政問題でいえば、つか なかったんだから、新年度予算上、数字 も上げてないわけですから、次年度に送 るということに一般的になろうと思うん です、はっきり言って。しかし、毎日あ の場所を通ってますから、以前からずっ と、真っ黒ですからね、外壁は。外壁の 必要性はちゃんとわかってますけども。 だから、必要性があるならば、当初予算 でそれなりの予算を必要とするわけであ りますから、行政側の言ってる位置づけ はわかりますけども、それでいいんです かということを、ちょっと提案させても らっているわけで、一度そういう当初予 算時の予算の組み方と、補正時での変更 する場合の手続問題も含めて、基本的に は緊急度と財源問題とおっしゃる、多分 そうかもわかりませんけども、きちっと クリアされて物事を進めていくというこ とをやっていただきたいと思います。

それと、答弁の中でたばこ税関連で行 政側の努力という言葉を使われたけども、 市民の側も努力してやっていくことも、 ぜひつけ加えて言うときますので、よろ しくお願いいたします。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの件でありますけど、大体イメージとしては理解しつつありますので、それで結構だと思うんですけども。要は今回の震災でも国のほうで復興基本法をつくって、

上位計画で物事を進めていくという動き が強いんでありますけども、やっぱり摂 津市の場合であれば、実際の住民の方々 が、洪水だとか地震が発生した場合にど う動けばいいのかという、日々生活する 方々の立場に立って物事を進めていてと いう。それと、それを一緒につくってい くんだという。基本は基本でつくってい ただいて、その上で最終、中身はそうい う手続を経てまとめていただくというこ とを、ぜひやっていただきたいというこ とでお願いしておきます。

○三好義治委員長 3点とも意見、要望 でよろしいでしょうか。

では、ほかにありませんか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、幾つか質問 させていただきますので、よろしくお願 いします。

まず1点目ですけれども、10ページの歳出の、先ほどもお話が出ましたが境界確定業務委託料についてなんですけれども、今回は野々団地等の件でありましたけれども、境界確定に関しましてはさまざまに報道されてますけども、なかなか日本の制度として、全部がしっかりと整っているわけではないというふうに聞いてもおるんですけれども、現状、例えば市有物件における境界確定の状況は、どうなっておるのか確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、また同じところになりますけれども、マニュアル作成についてなんですけれども、けさの新聞では、やはり津波が摂津市まで届く可能性があるというような関大の河田先生の報告もありましたので、またこれも1つマニュアル作成のときの材料になるのかなと思います。そういった新しい情報が入ってくると、作成の完成が先送りになってこようかと思

うんですけれども、現状このマニュアル はいつごろの完成が見込まれているのか、 確認をしたいと思います。

最後になりますが、需用費の消耗品費が283万2,000円上がっておりますけれども、主に何に使われるのか、内容の確認をしたいと思います。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 まず、境界確定業務の委託料の250万円でございますが、今回、市営鳥飼野々団地及び市営鯵生野第1、第2がございます。部分的にはどできているところがあるんですけど、やはりまだいまだに筆界確認等をいただけてないところもございまして、今回の2か所のところもございまして、今回の2か確定が確定していただきたいと。ただ、境界確定のことですので、同意等も要りますので、工期的にはやはり6か月ぐらいかかるかなと思っております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2番目のご質問の 判断マニュアルの作成についてというこ とで、先ほどお話がございました関西大 学の先生の津波被害、津波の想定、被害 の状況につきまして、私も昨日、夕刊の ほうで確認させていただきました。この 想定図というのは、我々も認識している 図面ではなくて、先ほども説明しました ように大阪府のほうが、今、全体の大阪 府の防災計画の見直しをされているとい うことで、実際に津波想定をするとしま したら、シミュレーションを組みまして、 地形の情報を入れて、どこまで津波が発 生するかというのを検証しなければなら ないということで、かなり時間を要する というものです。

今回出された想定図につきましても、

ちょっと大阪府のほうに確認をしたんですが、大阪府が知らない部分で策定された図面であるというのを確認いたしました。もともと出されている根拠というのが、我々にも中身が全然わかりませんので、その辺もまた大阪府のほうと協議を進めながら、進めていきたいと思っております。

それから、この判断マニュアルについて、いつごろ完成時期になるかということですが、これにつきましては洪水の判断マニュアルということで、これから委託をしまして、約半年近く委託期間としてとることになりますので、今年度中には完成させていきたいと思っております。

それから、災害対策費の中にあります 消耗品費283万2,000円について の内容になりますが、これにつきまして は、摂津市の災害時に備蓄しております 乾パンと消毒液、それからアルファ化米 等の備蓄用品を被災地のほうに物資とし て送付いたしましたために、それを今回 補てんするものとしまして、従来の備蓄 の量に戻すということで計上しておりま す。

- ○三好義治委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 境界確定につきましては、ご答弁にもありましたように、権利関係が非常に複雑であろうかと思いますので、慎重に対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

マニュアルにつきましては、半年ぐらいで完成が見込まれておるということでした。といいましても、やはりこれ、できてすぐ皆さん認識されるわけじゃなくて、配って読んでいただいて、そこから実際の行動計画等をつくっていかれることになると思いますので、その辺を踏まえて対応していただきたいなと思います。 災害は、それこそあすにでもやってきま すので、今回の東日本大震災も、実はも うその直前ぐらいに大きい津波の可能性 が想定されておって、それを発表する直 前であったというような報道もあります ので、そういった点も踏まえながら対応 をお願いしたいと思います。

1つ、私も大阪府の茨木市内の機関に問い合わせしたときに、そのときは大阪湾で津波が起こっても、中之島近辺で被害はとまるであろうというようなお答えでありました。その後に東日本大震災が発生しましたんで、それを踏まえたが発生しましたんで、それを踏まえたが皆さん対応にかかっておられると思う言葉がいろいる飛んでおりますがいった点を踏まえながらマニュアル策定等に、市からも人材が出ていかれるという話もありましたので、よろしくお願いしたいと思います。

消耗品費につきましては、備蓄品を持っていったので、その分の補てんであるということでした。この備蓄品につきましては、震災直後に各ホームセンター、またデパート、スーパー等から水や乾パン、またアルファ化米は一瞬に消え去ったこともありますので、そういった今回の状況も踏まえながら、備蓄状況を適切に把握していただきたいと思います。

○三好義治委員長 すべて意見でいいで すね。

次、川端委員。

- ○川端福江委員 この避難勧告等の判断、 伝達マニュアル作成委託料のことにつき ましてお伺いしたいと思います。
- 一般紙等にも報道されておりましたし、 今るるいろんなお話を聞かせていただい て、大体のことはわかりました。私も今 回、一般質問をさせていただくのに当た りまして被災者支援システムということ で大変な作業がありますけれども、お願

いをしたいなと思っており、それも専門 員がいたら経費がかからないと。いなく ても状況に応じて20万円から50万円 という、そういうふうなところから考え ますと、今立派ないろんなお話で、これ から大阪府のガイドラインに基づいて避 難経路等を今回考えるという、これから のスタートの分でありますし、市民の皆 さんの安全のための伝達マニュアルの作 成委託料でありますけど、460万円と いう、単純にそういうふうな金額を聞き ますと、本当にそれこそ市民の命を守る ための立派な、またそれが生きたものに なるように、もうぜひともこれは質問と いうよりも、お願いをしておきたいとい う思いでいっぱいであります。

あと半年かかるということでありますけども、できるだけやっぱりそんだけの期間が必要なんでしょうけど、1日も早くという思いがあります。もう本当にそういう災害、水害等はいつ起こるかもわからないという、そういう危機管理意識を持ちながら、そういった意味で、ぜひ生きた価値あるものとして、中身のあるものとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○三好義治委員長 意見ですね。 ほかにありませんか。 上村委員。

○上村高義委員 今までの質疑の中でいるいろ答弁いただきまして、今回の補正の中身が大分わかったんですけれども。 私のほうからは、主要基金の残高の件と財政出動のあり方というとこについて、私が今まで答弁を受けた中での感覚も含めて質問させていただきます。

基金につきましては平成22年度見込みが51億円を超えるという説明がありまして、昨年から比較しますと、昨年の平成21年度残高が50億6,000万

円ということで、約4,000万円上積 みできたということで、これは黒字です よね。平成22年度は一応黒字の財政運 営ができたということでありまして、中 期財政見通しで示しておりました平成2 2年度見込みが48億7,600万円と いうことでございましたので、その中期 財政見通しの計画からすると、約2億2, 400万円のプラスに転じたという結果 が出そうだという説明がありました。そ ういった中で今回たばこ税として大阪府 に9億6,690万5,000円を返す ということでありますけれども、その一 定額が15億5,500万円ぐらいだっ たということでした。これを2で割りま すと、2分の1にしますと7億7,70 0万円程度が、本来の摂津市のたばこ税 の数字だということでありまして、平成 23年度はたばこ税が見込めてないんで 予算上は7億8,000万円を計上して おりますけども。これからいくと平成2 2年度は黒字決算ができそうだけども、 平成23年度以降は見通しでは毎年12 億円基金が減っていくという、12億円 から13億円減っていく見通しを立たれ ておりますけども、我々は非常に財政が 厳しい、5年もすれば、6年もすれば赤 字団体に陥る可能性があるということで、 基金は50億円あるんで、毎年12億円、 13億円使うと4年で48億円、5年で 60億円、あっという間に基金がゼロに なりますよという危機感を持っておるわ けですけども。

そういった中で今回財政の使い方として、文化ホールの修繕をされるということでありまして、本来これは財源手当てとして国の補助、大阪府の補助等々を得るために、宝くじ補助の使用の申請をしたけども結果的にはだめだったと。けれど修繕はやるんだということは、やはり

摂津市の財政が黒字だったんで、お金があるんでこの際しようかという受けとめ方をすることも可能なんです。そういったことについて、いや、そうじゃないんだということがあれば、ぜひ答弁してほしいし、その考え方について再度、全体的な財政状況から見て、今後の見通しも含めて、このことの位置づけと、そして考え方を一度お答え願いたいと思います。 ○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 上村委員の2点にわ たるご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の主要基金の残高の状況 でございますが、先ほども申し上げまし たが、平成22年はまだ決算見込みの段 階でございますが、実質60億8,00 0万円程度の主要基金、これを今回平成 23年度の補正で9億7,000万円程 度を返還いたしますので、先ほどもご答 弁申し上げたとおり、51億円程度にな り、若干のプラスになったのかなと。あ と、この予算、当初予算あるいは補正予 算を考えますと、平成23年度の現在の 予算ベースで申し上げますと、主要基金 の残高は36億2,000万円になって おります。一定、この差をとりますと1 4億8,000万円程度減になっておる んではないかと。このことなんですが、 我々といたしましては、この14億8, 000万円、もちろん歳出予算が100 %執行されませんので、執行に当たって いろんな方法で原課の皆さんにご不便を おかけしておるんですが、配当を留保い たすとか、そういう形で執行を抑制し、 できる限り基金、50億円程度の基金は 今後もまた温存してまいりたいなという ふうに考えておるところでございます。

それと、先ほどの議論にもございました文化ホールの予算計上の問題でございますが、財政方といたしましては、当初

の予算要求を確認し、現場も確認し、そういう意味では当初予算に外壁についたしないのでもいいという判断をいたしておりました。しかし、先ほどもかしたがですので、こんな自動をしたらちょっとまずいかもの申請がでで、あわよくばもう少しこの中間であれた。まさにであるからよくばもう少しこの申請に要の要求ができますが、そのですではながらりカバーでもないがらりかというような判断もいたしまして、ご理解願いたいということでございます。○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 主要基金の残高につい ては、現実的には平成22年度はプラス に転じたということは、これは中身はきっ ちり精査して、これは皆さんの頑張りの 成果だろうと思うし、いろんな施策を展 開する中で、いろんな改善をしながら経 費削減、もしくは有効活用した結果がプ ラスに転じたんではないかなと思ってま すので、そのことについては本当に感謝 しております。ただ今後を見たときに、 やはり毎年、さっき14億円ぐらいと言 いましたけど、毎年14億円基金が減っ ていくと、あっという間に50億円なん かなくなるわけなんで、そういった面か らすると、やはり財政を出動する場合に は、やはりきっちりと精査して、先ほど あわよくばというお話がありましたけど も、本来はそんなリスクを背負いながら の財政出動はあり得ないんですよ、こう いうときは。自転車操業しながら、借り る当てのない金を、ひょっとしたら借り られるかもしれないという、そのリスク を背負いながらの財政運営は市民にとっ て不幸なことになるんで、やはりそうい うことを避けるためには、きっちりした

財政手当てがついてからでないと財政出動しないということをきっちり示していかないと、このことはやっぱり市職員に対してのモチベーションの問題にもつながっていくだろうと思うんです。そういった意味で、貴重な税収を確保するいろんな意味もとっていくなっと実践していってもらわないと、これからの見込みの数でであるかということが危惧されるんで、そういったことを慎重にぜひやっていただきたいというふうに思っています。

そういった観点から、今後もやってい ただきたいと思ってますし、我々も市な にこのことを説明するのに、我々も市な に対してきっちり説明しやすいような に対してきっちり説明でただ単にに とでないと、議会と行政の間でただ単にに かってるということを報告もました。 ら文化ホールをきれいにしまっても ら文化本の貴重な税金を使ってお いとが報告でしたということが報告で いただきましたということが報告でする いと、だめなんじゃなと思ってま すので、その辺のことを十分に考え、よ すので、その辺のことを十分にあって しくお願いいたします。要望にして ます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩) (午前11時 1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第36号の審査を行います。本件 については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 まず数点お尋ねしたいと 思います。

今回、これまであった公の施設における暴力団排除の条例に、公共事業入札問題も含めて、全体としてまとめた条例として全面改正をやるということであります。そこで、昔、公の場である方がよく、摂津市はまちは小さいけれども暴力団の事務所が多いという話をちょこちょこされた記憶がありますけども、大分最近は、日ごろそういう話は数としては少なくなっておりますけども、行政側の認識として、暴力団の事務所等々を含めてどんな状況になっているのかという点について、お示しをいただきたい。そういうことでまずお尋ねしておきます。

条文について幾つかお尋ねします。1 つは第3条で、基本理念のところで暴力 団事務所の存在を許さないというふうに 書いてますけども、その他の条文との関 係もありますけども、許さないということ とをした場合に、警察だとか暴力団追放 センターとかの関係団体だとかを含めて、いろりろタイアップしてやっているあるイアップしてやっているありますけども、この暴力団の条例上、またこれからの要綱だとが今回の条例上、またこれからの要綱だとか規則をつくるかもわかりませんけども、どういうふうなことでこれを実現化していこうとするのかというのが、まず第1点です。

それと、市の責務や市民等の責務や、 市民等に対する支援等々いろいろ規定が あります。要はなかなか公になってない 部分もありますので、市民や事業所に対 する徹底方、これをイメージとしてどう されようとしているのかと。暴力団追放 10原則だとか、いろいろこれまで暴力 追放運動推進センターとか警察も一緒に なって、毎年いろんな取り組みをされて きておりますけども、情報提供だとか、 この条例が制定した場合に、市民の方々 や事業所に対するどういう徹底を進めて いくのかというところを、第5条、第6 条を含めて、第7条もそうなんですか、 第5条、第6条を説明いただければと思 います。

第5条の市民等の責務で、市が実施をする暴力団の排除に関する施策というのがあります。これに協力するよう努めるとするということで文書化されてますけども、市が実施をする暴力団の排除に関する施策という、この施策の中身、イメージとしてどういうものをお考えなのかというのが3つ目であります。

公共事業との絡みで、いろいろ第7条から第8条、第9条で具体的に条文化されてますけども、わかりやすくちょっと説明をお願いしたいと。大体入札に参加する時点では、文書上の入札条件からしても、精査もし、入札に参加する業者を決定して、物事は動いていきますけども。具体的にどういう形で、この暴力団を、下請けも含めてですけども、これ書いてますけども、排除していくのかという点を、少し説明をいただきたいと思います。

最後に、施行期日を8月1日としています。今6月でありますけども、この一月間ちょっとで、どういうことを具体的にやろうとしているのか、そういう点ちょっと教えていただきたい。

○三好義治委員長 日垣課長。

○日垣総務課長 野口委員の1点目のご 質問、摂津市の状況でございますが、ま ず大阪府内の状況から申し上げますと、 平成23年5月末現在の暴力団の情勢で ございますが、組織数といたしましては 290組織、勢力数といたしましては8, 700名となっておりまして、そのうち 摂津市におきましては組織数、事務所数 でございますが全くございません。勢力数といたしましては過去の在籍者を含めまして約150名、摂津警察のほうで把握されているということでお聞きしております。

2点目の事務所の存在を許さない、ど のようなことで実現するかというご質問 でございますが、まず事業者の方にお願 いしたいことでございますが、行ってお られます事業から暴力団を排除するため の取り組みとしてでございますが、事業 の健全性、適正性を確保するとともに、 社会的責任を果たすことで必要でもござ いますので、次の点をお願いしたいと考 えております。取引の相手方が暴力団で ないことの確認、事業活動が暴力団に利 益をもたらす効果とならないこと、暴力 団からの不当な要求に適切な対応、暴力 団排除活動に有益と思われる情報の市の 提供などを事業者の皆さんにお願いした いと考えております。

3点目の市の責務でございますが、市 民生活や社会経済活動に悪影響を及ぼす 反社会団体であることを認識し、暴力団 を恐れないこと、暴力団に利益を提供し ないこと、暴力団を利用しないことを実 践し、暴力団との不適切な交際を行わな いようにし、また地域における暴力団排 除活動に積極的に取り組むとともに、暴 力団に関する情報を知った場合につきま しては、摂津警察等への情報を提供した いと考えております。

施行期日につきましては、松方課長代理のほうから答弁させていただきます。 〇三好義治委員長 松方課長代理。

○松方総務課長代理 前段のこの条例に つきましては、基本理念ということで条 例として掲げさせていただいておりまし て、2点目の暴力団事務所の存在につき ましても、特に市営住宅、そういうもの も想定させていただきながら、細かい部分について業者等についても検討していくということでございます。

ご質問の8月1日に施行ということでありますけども、申し上げましたとおり今回この条例を公布させていただいて、この2か月の期間に契約関係等細かい部分についての詰めを摂津警察、また大阪府警等と詰めながら稼働させていく。その期間を検討しながら8月1日の施行を考えておる次第です。

- ○三好義治委員長 北野次長。
- ○北野総務部次長 4点目にご質問がご ざいました公共工事関連に関してのご質 問にお答えいたしたいと思います。

この背景なんですが、昨年7月に行政 対象暴力連絡協議会というのがございま して、私どもは昨年の8月から契約約款 に暴力団排除の条文を入れるということ で、警察にもお示ししておったところな んですが、その会議の中で、警察のほう から申されたのは、じゃあ摂津市さんは どないして暴力団を確認するんやという ことをおっしゃってまして、このために はやはり警察の情報を得るすべが必要で あるということで、そのとき大阪府の暴 力団排除の条例の件に言及されてまして、 摂津市においても暴力団排除の取り組み を先進的にやっておられるんですから、 こういうことも含めて考えてみてはどう かというようなことが昨年ございました。

今年になりまして4月15日、摂津警察署、大阪府警本部が来られまして、これは正式に大阪府の条例が4月1日から施行しましたよと、摂津市が検討されておった、主に公共工事から暴力団を排除することによって資金源を断つんやと、ここが一番重要ですよというようなことも言及されておりましたので、我々としましては、そのときには条例設置までは

ちょっと判断はできかねますので、財政 課の立場で申し上げますと、暴力団の排 除措置要綱については我々は取り組んで まいりますということを申し上げたとこ ろでございます。

今般、この条例ができ上がりまして、 先ほどの施行期日にも関するんですが、 この8月1日までに、今申し上げました 暴力団排除措置要綱、これを公共工事を 中心に要綱をこしらえます。それと出事を 中心に要綱をこしらえます。それと同時 に摂津警察署と大阪府警本部の刑事4課 ですね、そこの課長と協定を結びな 情報のやりとりをし、それで暴力団とし て認定し、公共工事から入札の参加資 を停止したり、あるいは契約の解除また は取り消しを行うと。そういう形の手続 をこの8月までに詰めまして、実効性の ある条例にしてまいりたいというふうに 考えております。

- ○三好義治委員長 野口委員。
- ○野口博委員 なかなかちょっとイメー ジがわかない部分もありますけども、今 最後に北野次長もおっしゃったように、 今後、警察とも詰めていくという話であ ります。それの経過を見たいと思います けども。最初に発言なさった、事務所は ないけども150人いらっしゃるんです か。以前はうわさでは摂津市と茨木市の 境目に、近畿の襲名披露式を司会で仕切 る方が住んでおったという話も、もれ聞 こえてきた時期もあったんですけども、 あといろいろと建設工事をやっている社 長クラスで、過去これもありましたし、 そういうときもあったので、事務所もあ るんかなと思ってお尋ねしたんですけれ ども、わかりました。

それで1点だけ、公共工事に参加する 事業所も市民も、協力はすると思うんで すけども、だれが暴力団員なのかという 判断ができないわけです。個人情報の問 題も当然ありますし。暴力団か暴力団員 かというところを、市民なり公共施設の 窓口で接する方々など、これに従って判 断できる材料を持っとかなければ対応で きませんので、そういうところをちょっ と詰めていただいて、説明できるように またしておいてください。きょうは要望 にしておきます。

- ○三好義治委員長 暫時休憩します。(午前11時17分 休憩)(午前11時18分 再開)
- ○三好義治委員長 再開します。
 - 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 それでは、2点につい てお伺いしたいと思います。

1つは、平成21年に公の施設におけ る暴力団の排除に関する条例ができて、 それこそ2年程度で今回の条例制定に至っ ておるわけですけれども、この2年間程 度で、さきの公の施設における暴力団の 排除に関する条例が、どの程度の運用状 況であったのかと。存在そのものが運用 状況というとらえ方もあるんですけれど も、その点について確認しておきたいの と、この中に先ほどもありましたが、事 業者という表現があります。この事業者 は、恐らく市内で事業を営んでおられる 方すべてを指すと思うんですけれども。 その中には、やはり先ほどの工事関係で あったりとか、また飲食関係であったり とか、いろんなものを指すかと思うんで すけれども。その認識でいいのか、以上 2点、まず確認させていただきたいと思 います。

- ○三好義治委員長 北野次長。
- ○北野総務部次長 公の施設から暴力団を排除する条例の運用状況ということでございます。これについては基本的に摂津市から暴力団を締め出すんやという抑止力になっておるのかなと。実際適用す

るケースはございませんでした。先ほどおっしゃった事業者、もちろん工事関係事業者も含めてですが、いわゆる暴力団に対して利益を供与する、いわゆるみかじめ料とか、そういうことについても、これは事業者はやってはならないよというようなことを設けておりますので、そういうことがございましたら、この条例では勧告ないし指導、そういう形を行うとしています。

あと情報なんですが、先ほども申し上げたように、個人情報でございますので、いわゆる警察署、それと府警本部、摂津市ときちっとした協定を結んだ上で、文書でもって回答をいただくというような手続をとってまいる要綱、あるいは協定書を8月1日までにつくり上げるという所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 2点お答えいただきまして理解いたしました。公の施設における暴力団の排除に関する条例は抑止力であったと。それはもちろんそうであろうと思いますし、また適用がなかったということは、その抑止力としての効果があったんであろうというふうに確信をいたしております。

今回のこの暴力団排除条例も同じように実効性が担保されればなという中で、 先ほど利益供与というお話がありました。 いろんな事業者がいらっしゃって、個人 でやっておられる方もあれば、もちろん 従業員を雇って大人数でやっておられる ところもあるかと思います。その中です と図らずもといいますか、もう巧みに契 約の相手方の、相手方の、さらにその奥、 いろんな形で関係を持ってこようという 可能性も考えられますので、そういった 可能性もあるよということを、事業者の 皆さんにしっかりとお伝えできるような 啓発の仕方を構築していただければと。 先ほどは府警本部と基本的には文書でや りとりをするという、しっかりとした基 礎をとっていかれるという方向性であり ますので、市はこういった態度で臨むと いうことですので、市内事業者の皆さん も、さまざまな環境を踏まえて対応を、 また想定をされていきたいという方向性 の啓発活動に取り組んでいただきますよ うお願いを申し上げます。

- ○三好義治委員長 川端委員。
- ○川端福江委員 今もありましたように、これはもう今回、大阪府が3月に制定して、今回可決すれば自治体では2例目ということで、常に先進を、先を行っている摂津市だなと思いますけれども。今回のこれですね、今、市民及び事業者に対してということで先ほども言われましたけど、啓発ですね。事業者に対してはどういった内容でされるのか、形でされるのかわかりませんが、市民の皆さんにも、ぜひ本当に暴力団を排除していくという、そういったことについての啓発徹底といいますか、周知徹底とか、そのことについてお答えいただきたいと思います。
- ○三好義治委員長 北野次長。
- ○北野総務部次長 財政課のほうで所管 しております契約事務。入札参加資格申 請でございますとか、登録という事務が ございます。当然、工事等の告示等も掲 示板にしておりますので、市役所では財 政課を中心にそういう啓発をし、ホーム ページあるいは広報紙を通じて、市民に 啓発してまいりたいというふうに考えて おります。
- ○三好義治委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 〇三好義治委員長 以上で質疑を終わり ます。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩) (午前11時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採 決します。

議案第30号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 しました。

これで、本委員会を閉会します。 (午前11時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 村上英明